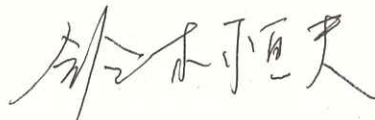


藤沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月25日

藤沢市長



藤沢市条例第23号

藤沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

藤沢市自転車等駐車場条例（平成8年藤沢市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1 藤沢本町駅第2自転車駐車場の項の次に次のように加える。

本鵠沼駅第1自転車駐車場	藤沢市本鵠沼三丁目 5,920番7	自転車	午前零時から午後12時まで
--------------	----------------------	-----	---------------

別表第2 藤沢本町駅第2自転車駐車場の項の次に次のように加える。

本鵠沼駅第1自転車駐車場	一時利用	1回	100円		
--------------	------	----	------	--	--

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。